



## Kobe University Repository : Kernel

タイトル Title	潜在能力」アプローチに基づく公害被害観：アスベスト問題を手がかりとして(The Concept of Environmental Pollution Sufferings Based on The Capability Approach : Through Asbestos Issues)
著者 Author(s)	杉川, 綾
掲載誌・巻号・ページ Citation	21世紀倫理創成研究,3:81-92
刊行日 Issue date	2010-03
資源タイプ Resource Type	Departmental Bulletin Paper / 紀要論文
版区分 Resource Version	publisher
権利 Rights	
DOI	
URL	<a href="http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81001999">http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81001999</a>

Create Date: 2017-12-18



## 「潜在能力」アプローチに基づく公害被害観 —アスベスト問題を手がかりとして—

杉川 綾

### はじめに

2005年6月29日、株式会社クボタが兵庫県尼崎市旧神崎工場において過去にアスベストを使用し、それによって従業員に健康被害が発生しており、また周辺住民にもアスベスト由来の疾患が現れていたことから、アスベストを取り扱っていた業者としての社会的道義として見舞金を支払うことを公表した。これにより、1986年のアメリカ海軍横須賀基地でのアスベストの大量投棄問題や1987年に「学校パニック」を引き起こした小中学校の吹きつけアスベスト問題などで、幾度となく問題に上がりながらも省みられてこなかった日本におけるアスベスト問題が、ようやくその危険性・問題性の社会的な認知を受け、継続的な関心を得るに至った。しかし、アスベスト問題を公害とすべきかは、まだ行政と被害者団体などとの間で合意が依然として得られていない。環境基本法第2条第3項において公害と定義されているのは、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭・地盤沈下による健康・環境被害だけであり、アスベスト被害はそのいずれにも一義的に分類しうるものではなく、また公害健康被害への補償をする「公害健康被害の補償等に関する法律」においても、アスベストの環境暴露が、「相当範囲にわたる著しい大気の汚染」に当るかどうかについても、意見の一致を見ていない。これら環境基本法などの定義はあくまでもこれまで発生してきた公害による、健康・環境被害の経験を基に構築されたものであるに過ぎないため、この定義で公害を十全に定義できたものとすることはできないであろう。今後起こりうる公害が、アスベスト問題同様、これまでの公害事例と類似の被害状況になりうる確証はどこにもない。それゆえ、アスベスト問題をも公害に含めうる形で、公害という概念の修正が必要であろう。

私はアスベスト問題をこれまでの公害概念——健康被害と環境被害——によってはその全体像は捉えきれないと考える。それは、アスベスト問題の被害状況が公害概念よりも広範であるというよりも、そもそも公害がもっていた健康被害・環境被害以外の被害側面もあらわになっていることによっているように思われる。例えばそれは、栗原彬氏が『証言 水俣病』（岩波新書、2000年）で水俣病を「社会病」・「政治病」と呼びならわし、その被害状況がただその身体的なものに限らないとす

るとき現れているような被害である。本稿の目的は、健康被害・環境被害に限らない公害被害の実情を捉えるための視座を提供することにある。

## 1 公害被害のあり方

公害概念をどのように見るかを、公害被害者の被害状況をどのようなものとして把握するのかを基に考えていきたい。現状の法律による公害概念がそうであるように、公害という概念はこれまでの公害被害者の存在に基づいて作り上げられて来たものである。それゆえ、公害とは何かという問題は、公害被害者とは何であるかという問題に還元しうるものであろう。それは、公害被害者が受けている被害とは一体どのような被害であるのか、言い換えれば、どのような被害を受けている人が公害被害者なのかという問題である。よって、公害概念を修正するためには、公害被害の捉え方の修正が必要となる。

公害被害として我々に最初に考え得るのが健康被害であろう。過去の四大公害の全てが、それぞれに特有の病名によって呼びならわされているように、公害と健康被害は切り離すことはできない。アスベスト問題においても、中皮腫や石綿肺などのアスベスト由来の疾病によってその被害者が特定されている。しかし、健康被害が公害被害の特徴をなすものであろうか。少なくとも私は、健康被害によってではアスベスト問題を公害として捉えたとき、その問題性を十分に捉えきることはできない。過去の四大公害は一般的にフロー公害として分類され、公害を引き起こしている原因物質の排出を停止してしまえば、基本的にはそれ以上の健康被害は止むような公害である。それゆえ、被害者は再生産されることはなく、既存の被害者への救済・補償などが問題となる。一方、アスベスト問題はストック公害に分類され、公害の原因物質の使用をやめたとしても、被害が止むことのない公害である。現在アスベストの使用は、代替不可能なアスベスト製品を除いて、一切禁止されている。けれども、日本は長年アスベストを建材や水道管などに多量に用いてきており、これまで1000万トン近くを輸入してきている。たとえ、使用をやめたとしても、これまで使用されたアスベストは社会に蓄積されており、被害者を再生産する危険性を持っている。アスベスト被害者は、確かに我々の前に現れるときは、健康被害者として現れるのかもしれない。しかし、我々がアスベスト問題を考えるとき、我々は今健康被害者として現れていない人をも含めて、被害者像を考えていかなければい

## 「潜在能力」アプローチに基づく公害被害観

けない。そのためにはただ健康被害に対する補償と言うことだけでなく、社会に蓄積されたアスベストをいかに除去していくのかも問題となる。それ抜きに、現在いる被害者も含めてのアスベスト問題の解決はありえないであろう。この点の見落としは行政の公害対策においてもっとも顕著に現れている。アスベスト問題は、問題発覚以後、過去の公害と比べて労働災害などの形で被害者団体の活動や諸研究の蓄積が既になされていたこともあり、かなり早い段階で行政による救済法の制定がなされた。2006年に制定され施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「アスベスト救済法」と略称する)は、環境基本法第31条2項で「国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない」と定められているように、国家の義務を果たしたものとして評価されるべきものであろう。しかし「すきまない救済」を目指して制定されたこの「アスベスト救済法」は、『環境と公害』第36巻第1号(2006年7月)「アスベスト健康被害者と立法」で淡路剛久氏に指摘されているように、緊急的措置としては評価できるものの中期的な救済制度としては不十分なものであった。事実同じアスベスト被害者であっても、労災対象の被害者であれば①療養(補償)給付(療養の給付又は療養の費用の支給)、②休業(補償)給付(休業4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%支給)、③傷病(補償)年金(年金支給)、④障害(補償)給付(年金又は一時金支給)、⑤介護(補償)給付(介護費用支給)、⑥遺族(補償)給付及び葬祭料(葬祭給付)(遺族に年金又は一時金及び葬祭料の支給)といった手厚い補償が受けられるのにたいし、環境曝露による被害者は①医療費の自己負担分、②月約10万円の療養手当、③葬祭料、④特別遺族弔慰金しか支給されず、とうてい生活していく上では不十分な救済額である。また他の救済制度とも比べても「アスベスト救済法」の給付レベルは十分とは言えない<sup>(4)</sup>。この不十分さは、行政がアスベスト問題への責任を負おうとしていないこともさることながら、現在顕在している被害状況のみに対応することしか考えておらず、将来的な状況を考慮にいれられていないことにもある。特に「アスベスト救済法」第25条で「救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる」と記載し、企業からや労災などによって補償がなされた被害者を同法の対象から除外しようとする姿勢は、今いる健康被害に対してなんら補償がされていない人の救済をすれば、問題が解決すると見なしているためで

あろう。事実、アスベスト除去・飛散に関する法整備・規制は未だ不十分と言わざるを得ない状況にある。それらに本格的に取り組まなければ、被害者は今後増え続けることになるだろう。

次に公害被害として考えうるのは、環境被害である。たとえば、水俣の有機水銀による海洋汚染は、被害地域の人々の健康を害しただけでなく、地元の漁民の生活基盤を害し、水俣湾の豊かな生態系を回復困難な状況に追いやっている。このとき、公害被害者は、汚染された一定の区域に住み、恒常的に健康や生活に障害を受けている人として捉えることができる。しかし、アスベスト問題における環境被害はそれまでの被害像と質を異にしているだろう。確かに、労働災害としての塵肺問題や工場内外でのアスベストによる大気汚染問題は、それまでの環境汚染の捉え方に馴染むものではある。けれども、アスベストは、建材と言う形で日本全国いたるところに散在しているのであり、ある意味で我々全員がアスベストによって汚染された区域に生活していると言える。だからといって、我々全員が——潜在的にはありうるとしても——アスベスト被害を受けているということは無理があるし、現実的ではない。その一方で、地震や不法な解体工事によって、アスベストが周囲に飛散し、暴露してしまう危険性をはらんだ社会環境に我々は住んでいるのも事実である。このアスベストによる潜在的にリスクを孕んだ社会環境を、これまでの環境被害のあり方と同質のものとしてみるには留意が必要であろう。この問題の解決には、例えば建築物の解体への規制の強化、アスベストの使用状況の管理が必要であろう。また震災時の飛散対策として、防塵マスクの備蓄などが必要であろう。

こうしたアスベスト問題の健康被害や環境被害の独自性は、過去の公害以上に広範な社会制度の再整備を要求するであろうが、さらにこれらの被害に起因する二次的な被害が存在する。それはアスベスト問題がというよりも、公害問題がそもそも独立した問題ではなく、社会に潜在している諸問題とも関わるような問題であるために起こる被害である。たとえば、過去に水俣公害においては、関西訴訟を起こしている被害者の方々のように、水俣病への偏見に苦しみ、疾病のために安定して職業に就くことができず、自身の病理と葛藤しながら生きてきた人たちの苦難や、また、水俣で「ほっとはうす」という通所施設で生活している胎児性患者の方々のように、ただ有機水銀による健康被害に苦しんでいると言うだけでなく、日本の障害者への福祉制度の不十分さから、日々の生活を当たり前におくる事が難しいという

## 「潜在能力」アプローチに基づく公害被害観

公害被害者と障害者の二重の苦しみの現状など、その原因こそ公害による健康被害に端を発しているものなのかもしれませんが、その生き難さの一因はそもそも社会の福祉制度の不十分さ未整備にもあるといえるでしょう。もし、障害者への適切な就労支援・生活支援制度があった、もしくは作られていたならば、こうした人々の生活の困難さは軽減されたかもしれません。アスベスト問題においては、こうした身体的障害からくる問題に加えて、労災の申請や時効の問題や、治療法の確立、「ドラッグ・ラグ」による治療薬の未承認、建築物解体時における高額な除去費用などといった問題が存在し、依然としてその多くは解決しきれていません。こうした諸問題は、公害被害者にとって特有の問題ではなく、そもそも社会にすでに存在している問題であり、被害者らにとっても問題となったに過ぎない。たとえば、海外で広く承認されている有効な医薬品が日本で未だ承認されていない「ドラッグ・ラグ」によって、治療がなされず病理に苦しみ、日々医薬品の早期承認を求めている人は、アスベスト被害者に限らず社会に多く存在しています。こうした事実が示すように、公害被害者の受ける被害は、ただ健康に損害を得たと言うだけでなく、被害を背負って生き続けていく上での、生き難さも含まれます。この生き難さはただ公害被害者にとってのみ起こっているものではなく、社会制度自体がもともと孕んでいた問題に、不運にも公害被害者は被害ゆえに直面しなければならなくなったゆえに起こったものである。それゆえ、公害被害をその健康・環境被害に関してだけでなく、もっと広範な社会問題とも関連させて考えていく見方と言うものが necessary になる。私はこうした既存の社会問題と関わる被害のあり方を捉える上で、アマルティア・センの「潜在能力」(capability)と言う概念に注目したい。この概念を公害被害のあり方に導入することで、被害者の直面する社会的構造の欠陥や不具合といったものに今以上に注目することが容易となり、公害被害者の被害状況というものを広範囲に、様々な問題と連関させて複合的に捉えることが可能となるからである。

## 2 「潜在能力」アプローチ

アマルティア・センは1933年ベンガル州の大学教師の家に生まれ、10歳のとき経験した死者300万人の大飢饉が契機となり生涯を所得の不平等・貧困・飢饉の問題に捧げている経済学者である。彼の研究功績は1998年ノーベル経済学賞受賞という形で評価され、その思想は経済学にとどまらず、哲学・倫理学・政治学までその

内に収め、現代社会の諸問題を考える上で無視することのできないものとなっている。

センの「潜在能力」アプローチは、諸個人がどの程度「福祉」(well-beings)を達成しているのかを計るさい、「効用」——満足、幸福、欲望充足——に基づいた伝統的な厚生経済学のアプローチを批判する中で生まれたものである。特に貧困の問題や人々の不平等について関心のあるセンにとって、「効用」アプローチは不十分な物と感じられていた。「福祉」はその人の生活の質、「生活の良さ」を現しており、生活は相互に関連した、「機能」(functionings)——ある状態になったり、何かをすること——の集合からなっている<sup>(2)</sup>。それまでの厚生経済学における「効用」アプローチでは、ある人の「福祉」の度合いは、その人がどの程度までその人が望む「機能」を達成しているかによって計られていた。センは「効用」アプローチには「物理的条件の無視」と「評価の無視」という問題が存在するため、「福祉」へのアプローチにして貧弱な理論しか提示しえないと見る。慢性的な貧困状態にある人は、ほんの僅かな施しに対しても高い満足や幸福を感じ、「効用」を基礎とした場合、その人の「福祉」は高いこととなる。「効用」アプローチは、満足・幸福・欲望充足といった個人の主観的感情に全面的基礎をおいているため、その人がおかれている「物理的条件」によって困窮した状態に順応してしまった場合にたいして、適切なアプローチをとることが出来ない。また「効用」アプローチでは達成された「機能」はその人が望んだものとして見るため、欲求と「評価」の間に区別がつけられない。たとえば、ある人が紅茶とコーヒーのいずれかを選んで飲むときと、多くの考慮事項から他人への義務を評価して慈善や社会活動に参加するときを、我々は同質の選択行動とは見なせないだろう。人が欲求したことと、価値あるとして評価したことは、重なることもあるだろうが同一の行為ではない。「効用」アプローチはそういった差を認識しえない<sup>(3)</sup>。

「効用」アプローチの持つこの問題性は、人間の基本的な多様性を見過ごしていることにある。それは諸個人の「福祉」の平等について考えるとき明確に現れてくる。一般的に厚生経済学のように諸個人の「福祉」を測るのは、諸個人間にある不平等を是正し、平等な「福祉」を達成するためである。「効用」アプローチでは、ある人とある人とが平等な「福祉」を得ていることは、同じ「効用」を得ていることとなる。しかし、先に例示したような慢性的貧困状態で僅かなことに高い「効用」

## 「潜在能力」アプローチに基づく公害被害観

を得ている人と、十分な所得を得ていて何でもできるにもかかわらず、その一切を無為に浪費してしまい低い「効用」しか得ていない人とを比べられたとき、両者の「効用」を平等にするために、後者になんらかの是正措置をとることは、到底受け入れられないであろう。また「効用」を平等にするために、所得の再分配や機会の確保において不平等を生むことがある。これは、「効用」が「福祉」の平等を考える際の指標として誤っていることを意味しているのではなく、「効用」のみで「福祉」を判断することの限界を意味している。ある指標における平等が他の指標における不平等と生むと言う事態は、用いられた指標の不十分性ではなく、我々が持つ多様性に由来している。我々は皆異なる外的状況——所有財産や社会的地位、文化的背景、自然環境など——と異なる内的特性——性別、先天的な身体特徴、才能や年齢など——を持っている、またそれぞれ各人が求める生き方や目標も各人によって異なっている。この多様性によって、ある点において平等を達成したとしても、他の点で不平等が生まれるのである。われわれは「効用」だけが個々人で異なるのではない、機会・富・所得・健康・ニーズ様々な点が異なるのであり、「効用」はあくまでも、われわれの一面を切り取っているに過ぎない。

センが提示する「潜在能力」アプローチは、「効用」アプローチが見落としていた、われわれの多様性を「福祉」評価に組み込もうとするものである。彼はわれわれの立場を評価する視点として、「効用」アプローチが注目していた達成された「機能」の他に、「機能」を「達成するための自由」にも注目する。ある人にとって達成したい「機能」があり、それが高い「効用」をもたらすとしても、その手段を欠いていれば意味がないであろう。その人がどの程度の「福祉」を達成できるかは、その人の持つ「自由」の幅、言い換えれば財や機会と言った手段の幅に関わってくる。こうした「福祉」を評価するのにその人の持つ「自由」の程度に注目するのは、すでに J・ロールズや R・ドウォーキンによって多くの分析がなされている。しかし、センは成果から「達成するための自由」へと、その視点を向け変えたロールズらの仕事を評価しつつも、依然として我々の持つ多様性が考慮に入れられておらず、不十分であると考える<sup>(4)</sup>。たとえば所有する財や与えられている機会が同じ A、B の二人がいるとする。A と B が全く同じ外的状況と内的特性を持った人物であるならば、両人が達成しうるものも、得られる「効用」も同じになるであろう。けれども A は先天的に腎臓に障害があり、定期的に透析を受けなければならないとすれば、



Aが達成しうることは少なくなる。またBが抑圧的な男性優位のジェンダーバイアスのかかった社会に生きている女性であったら、たとえBに十分な所有財があったとしても、達成しうるものは少ないであろう。その人の持つ財なり機会はその人が実際に何をなしうるかを我々に開示しない。こうしたそれぞれの人が持つ手段としての「自由」に加えて、人が実際に行うことのできる諸機能、「潜在能力」(capability)にも注意を向けるべきだとするのがセンの「潜在能力」アプローチである<sup>5)</sup>。「潜在能力」に注目することは、自然とわれわれの視線を個々人の多様性へと向けてくれる。その人がどの程度の「潜在能力」を持つかは、その人がおかれている状況を見ることなしには計ることは出来ない。前述のAのように先天的に体に障害を持っている人は、「効用」が高く、生活するのに十分な財を持っていたとしても、障害のために「安定して職業につく」・「社会生活に参加できる」・「自由に移動できる」といった「機能」を欠いているならばその人の「福祉」状態は高いと言えないであろう。「潜在能力」アプローチは、そうした「潜在能力」の低さを引き起こしているその人の諸条件を改善することで「福祉」を改善することを目指すものである。

### 3 「潜在能力」アプローチに基づく公害被害

この「潜在能力」と言う概念を持って、私は公害被害を「潜在能力」への一時的もしくは恒常的な被害として捉えるべきであると提案したい。公害被害者の被害状況を「潜在能力」の低下として捉えることは、公害被害者にとって一体何が問題となっているのかをより詳しく明らかにしてくれる。

「潜在能力」アプローチに立てば、まず公害被害における健康被害や環境被害は、ある人の持つ「潜在能力」の低下を引き起こす諸要素の一つに過ぎないものとしてみることができる。たとえば、健康被害のもつ問題性とは、それが被害者に対して身体的・精神的苦痛を生むというだけでなく、それによって被害者が以前に持っていた諸「機能」のいくつかが達成不可能となり、一時的にまたは恒久的に「潜在能力」低下を引き起こすからである。それゆえ、たとえ治療によって被害者が受けていた疾病が回復したとしても、その人の持つ「潜在能力」が回復することがないままであるならば、被害が救済されたとは言いがたいであろう。健康被害の後遺症で心肺能力が低下したために、それまで参加していた社会活動への参加が困難となる、また被害以前と同じ職に就き続けることができないなどの状態が治療以後も続くなら

## 「潜在能力」アプローチに基づく公害被害観

ば、その人の被害状況が救済されたとすることはできない。アスベストが社会に残存している状況は、我々の日常生活におけるリスクを高め、その予防に取り組まなければならない、例えば建物の改修・解体のコストを上げるなどの仕方です。「潜在能力」の低下を引き起こしているであろう。また「潜在能力」アプローチは、アスベストの疫学調査を行っている医師の車谷典男が、被害者の痛みと言うものを WHO の主張する「全人的苦痛」(total pain)として捉えるべきだとすることに寄与するものであろう。それは被害者の受ける苦痛は、疾病から来る痛みや倦怠感などの「身体的苦痛」だけでなく、不安や苛立ちといった「精神的苦痛」、人生の意味への問いや存在の苦しみといった「スピリチュアルな痛み」、仕事ができなくなる、社会参加できなくなるといった「社会的苦痛」を複合して捉えるべきだとするものである<sup>6)</sup>。「潜在能力」に注目して、被害者の被害状況を捉えることは、自然にその人の置かれている諸状況を考慮せざるを得なくなるため、それは「全人的苦痛」を捉えることに通じることとなる。

また、これまで公害問題の解決は、企業や行政への損害賠償訴訟によってなされてきた。それは私的民事紛争と同じ性格を持つものとして、不法行為による損害論として議論されている。そこで賠償されるものは、健康被害に対する医療費や葬祭料等、被害者の死亡による逸失利益、環境被害による営業被害、快適な生活をする利益といったものであるが、それらは総じてセンの言うところの「達成するための自由」つまり財や機会への賠償と言える。公害問題は長らくこの財や機会への補償問題として議論されてきており、解決は補償がなされることによるものと一般的に認識され続けてきた。しかし、失った財や機会への補償がされたとしても、「潜在能力」の回復が十全になされることには必ずしも繋がるとはいえない。「潜在能力」アプローチにおいては、財や機会への補償は「潜在能力」を回復させる数ある手段の一つに過ぎず、異なる解決の方法が有用であることをときに示しうる。私は公害問題の解決は、ただ金銭的補償によってのみ解決しうる問題ではなく、被害を受けたことによって低下した「潜在能力」が回復して初めて解決しうるものであると考える。

たとえば、同じ被害で同額の補償がなされているアスベスト被害者 A と B を基に考えてみよう。B は治療のために高い費用を払って病院に通院しなければならないために、その費用のかからない A と比べて、生活が苦しくなり、それまで行えてい

たことのいくつかが行えず、低い「潜在能力」の状態にある。このBの「潜在能力」を解決する単純な方法は、Bに交通費を余分に補償することである。しかし、被害者全員に交通費を支給し続けることは、補償側の負担が増え、補償それ自体の存続が困難になる危険性が発生する。ではそもそもBの問題はただ交通費がかかる事なのだろうか。「潜在能力」アプローチの観点に立てば、Bの問題は他の病気のように「安いコストで病院に通う」という「機能」が実際にできていないことにあるといえる。その原因として、アスベスト患者を見ることができない医師が少ない、医師のアスベストに対する知識が不足している、検査治療できる設備のある、都市部との交通網が整っていないなどが挙げられるであろう。これらを改善して、Bの社会環境をAと同様に「安いコストで病院に通う」ことを可能にする状況に変えることによって、Bの問題は解決するであろう。また、アスベスト疾病は暴露してから数十年たって発病するため、被害者の方の中には若いときに暴露し、40代や50代のまだ働き盛りで発症したために、仕事をそれまでどおりに続けることが難しく、治療のために休業を繰り返す中、失職や生活の不安に苛まれている人が多くいる。AとBも同じように壮年でまだ家族を支えていかなければならないとき発症し、Aは失職、Bは在職できたが、いつ失業してもおかしくない状況におかれていたらどうだろうか。これまでの公害の議論では、原因企業や国家の過失や不作為を損害賠償訴訟で問い、生活に必要な賠償を引き出すことによって、こういった生活の不安定は解決してきた。しかし、そのためには長い時間を掛けて裁判を争わなければならない、賠償が降りるまでに被害者の多くが亡くなってしまいうということが問題となる。公害の法的責任論の発展によってこの問題は改善するであろう。けれども、こうした被害者の生活不安は賠償によってのみ解決しうるものであろうか。AとBの在職が安定しないのは、たとえば疾病による身体的障害のある人への就労支援制度が不十分である、社会の公害被害者への偏見などによって、働き続けることが困難な社会状況にあるためともいえる。つまり、AとBの問題状況は、ただ収入が不安定と言うだけではなく、「安定して働く」という「機能」が欠けていることにも起因している。それゆえ、収入を救済・補償するだけでなく、本人が働くことができる限りは働くことができる社会環境を作り出すことによって、問題は改善・解消するよう思われる。

このように、公害被害者の問題を「潜在能力」の低下としてみることは、問題の

## 「潜在能力」アプローチに基づく公害被害観

論点を賠償問題に限ることなく、もっと広範な社会問題として考えることを可能にしてくれる。これまで公害の被害者の問題性は、彼らに特有の問題として一般的には認識されがちで、当事者でない人にとっては関係のないこととして、無関心を招きやすかった。しかし、かれらの被害状況がただ公害による被害だけでなく、もともと社会に存在していた他の社会問題によっても引き起こされていたものとしてみることで、公害問題を社会全体の問題として論じることが可能になるのである。たとえば、公害被害者の就労の問題は、障害者雇用の問題の一部として、また被害者の治療の問題は、医療福祉問題の一部として議論することができる。特に公害問題の解決を通じて、社会諸制度を改善・改変しておくことは、今後もし公害が再び起こってしまったとき被害を緩和するのに役立つと思われる。

それゆえ、今後の公害対策・解決における国家の役割と言うものが今以上に重要になってくるであろう。「潜在能力」アプローチによって要求される公害諸対策は、公害被害に限るものではなく、広範な社会諸制度の改正を要するものである。それらは立法・行政手続きを経て可能となるものである。環境基本法にあるように、国家は公害被害者の救済のために、何らかの措置をとる義務を負っているのであるならば、ただ原因企業や行政と被害者間の訴訟問題を調停するだけではなく、法の改正や整備を通じて積極的に被害者の生活環境を整え、「潜在能力」の回復・改善に努めるべきであろう。それが、リスク社会へと向かっている現代社会における、国家の責務であると私は考える。

### 註

- (1) 淡路剛久、「アスベスト健康被害者と立法」、『環境と公害』第36巻第1号、岩波書店、2006年、54-5頁。
- (2) アマルティア・セン、『不平等の再検討——潜在能力と自由』、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、岩波書店、1999年、59頁。
- (3) アマルティア・セン、『福祉の経済学——財と潜在能力』、鈴木興太郎訳、岩波書店、1988年、31-5頁。
- (4) 『不平等の再検討——潜在能力と自由』、48-54頁。
- (5) 同上、59-61頁。
- (6) 『ノン・アスベスト社会のために』(1)—人文科学の研究と教育の観点から、『倫理創成講

座ニューズレター』第5号所収(神戸大学大学院文化科学研究科、2007年)を参照。

### 参考文献

鈴木潔、藤田耕三ら共編、『公害による損害の算定』、新日本法規出版株式会社、1977年。

淡路剛久、『公害賠償の理論』、有斐閣、1978年。

富井利安、『公害賠償責任の研究』、日本評論社、1986年。

木野茂・山中由紀、『水俣まんだら——聞書・不知火海を離れた水俣患者』、るな書房、1996年。

栗野仁雄、『アスベスト禍——国家的不作為のツケ』、集英社、2006年。

栗原彬編、『証言 水俣病』、岩波書店、2000年。

アマルティア・セン、『不平等の再検討——潜在能力と自由』、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、岩波書店、1999年。

——、『福祉の経済学——財と潜在能力』、鈴木興太郎訳、岩波書店、1988年。

神戸大学大学院文化科学研究科、『倫理創成講座ニューズレター』第5号、2007年。

『環境と公害』、第36巻第1号、岩波書店、2006年。

(神戸大学大学院人文学研究科・博士課程後期課程)